

【大切なことですから、本欄を読んで必ず守ってください】

2023年4月1日
公益財団法人 日本水泳連盟

I 宣伝・広告の媒体について

本連盟では選手や役員のみなさんが宣伝・広告の媒体とならないように競技会の会場内（招集所出口からテーブル・植栽・柵・チェーン・パーテーション等の造作物で仕切られた範囲内）で着たり、持ち込んだりするもの、たとえば水着やシャツ、トレーニングウェア、バッグなどのロゴマーク（商標・商標名の総称）などについて次のように制限をしています。よく読んで必ず守ってください。

1 ついていてよいもの

- (1) 自分の氏名、エントリーした所属（チーム・学校・クラブ等）の名称・マーク。
- (2) オリンピック大会や世界選手権大会等の競技会を表す名称・マーク。
- (3) 国旗・国または地域の名称、都道府県や市町村の名称・マーク。
- (4) 公式競技会および公認競技会のシンボルマークや本連盟が認めたもの。
- (5) 水着・ウェア等のメーカーのロゴマーク。
- (6) 事前承認を得たスポンサーのロゴマーク。

2 それぞれの大きさと数

それぞれの大きさ（サイズ）は着用前の面積とします。採寸方法は正方形または長方形とみなし、縦×横で面積を求めます。それぞれの面積は最大を示し、その範囲内であれば大きさに規定はありません。

ロゴマークの種類／用途	水着についていてよい大きさと数	ウェアについていてよい大きさと数	その他のものについていてよい大きさと数
上記の(1)～(4)	競泳は50cm ² 以内で1力所。 競泳以外の競技は大きさと数に制限はなし。	大きさと数に制限はなし。	大きさと数に制限はなし。
メーカーのロゴマーク	メーカーのロゴまたはマークは30cm ² 以内で1力所。（注1）	メーカーのロゴは40cm ² 以内で1力所。マークは20cm ² 以内であれば、いくつ、ついていてよい。	メーカーのロゴは20cm ² 以内で1力所。マークは20cm ² 以内であれば、いくつ、ついていてよい。
事前承認を得た スポンサーのロゴマーク	30cm ² 以内で1力所。	40cm ² 以内で1力所。	20cm ² 以内で1力所。

注1 ワンピース水着の場合は、ウエストより上に1つウエストより下に1つ許され、ツーピース水着の場合は、上部に1つ下部に1つが許される。ただし、これらのロゴマークは相互に隣接して置くことはできない。

II 国内競技会での競泳水着の取り扱いについて

本連盟ならびに加盟団体が主催する競技会（公式競技会）と公認された競技会（公認競技会）の競泳競技において、着用できる水着は下記の通りです。

1 世界水泳連盟（WA）の公認した水着を着用すること。

※規定に外れる水着を着用して泳いだ場合の記録は、各公式・公認競技会において参考記録扱いとなり、決勝への出場および全国大会や国際大会の標準突破記録として認められず、本連盟のランキングにも反映されません。

2 着用できる水着は1枚のみとし、水着の重ね着は禁止します。

3 水着へのテープингおよび2次加工は禁止します。

※水着の重ね着、水着へのテープングおよび2次加工の規定に違反した場合は失格となります。



競泳競技会において着用又は携行することができる水泳用品、 用具のロゴマーク等についての取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）競技者資格規則第6条第1項第1号及び競泳競技規則第15条に規定するロゴマーク（商標・商標名の総称）等の取り扱いに関することを定める。

(ロゴマーク等の使用基準)

第2条 全ての競技者、監督、コーチ及び役員（以下「競技者等」という。）は、競技会の会場内（招集所出口からテーブル・植栽・柵・チェーン・パーテーション等の造作物で仕切られた範囲内）で着用する水着及びウエアー・持ち物等に付けることができる所属チーム等の名称・マーク、スポンサーのロゴマーク、メーカーのロゴマークについて、つぎのとおり取り扱う。

- (1) 水着及びウエナー・持ち物等には、それぞれ利用の異なる毎に、次の名称・マークを付けることができる。
 - 1) 自分の氏名や所属チームの名称・マーク
 - 2) オリンピック大会や世界選手権大会等の競技会を表す名称・マーク
 - 3) 国旗・国または地域の名称、都道府県や市町村の名称・マーク
 - 4) 公式競技会及び公認競技会のシンボルマークや本連盟が認めたもの
 - 5) 水着には、30 cm²以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーロゴマークを1個及びメーカーのロゴマークをウエストより上部に1個、下部に1個付けることができる。ただし、これらのメーカーのロゴマークは、相互に隣接して付けてはならない。ツーピースの水着には、上部に1個、下部に1個付けることができる
 - 前記1)～4)までの所属チーム等の名称・マークの大きさに制限は無いが、水着に付ける所属チーム等の名称・マークは50 cm²以内で1個とする
 - 6) ウエナーには、40 cm²以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーのロゴマーク及びメーカーのロゴマークを1個付けることができる
 - 7) その他持ち物には、20 cm²以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーのロゴマーク及びメーカーのロゴマークを1個付けることができる
- (2) ロゴマーク面積の計測方法は着用前のものとし、ロゴマークを正方形あるいは長方形とみなし、縦×横で面積を求める。

(スポンサーロゴマークの取り扱い)

第3条 スポンサーのロゴマークは、競技者等に相応しい商標等とする。ただし、タバコ及びソフトアルコール（アルコール度数15%未満）以外のアルコール並びに本連盟のスポンサー・パートナーに登録されている企業は除く。

- (2) スポンサークロゴマークの取り扱いは、登録団体に対する商標等とし、個人に対する取り扱いはできない。尚、スポンサー企業は、1登録団体につき1社とする。
- (3) 本規程は、競技者等がスポンサークロゴマークを付して競技することを定めたものであり、競技者資格規則第7条に規定された、競技者に禁止される商行為を行なってはならない。

(スポンサークロゴマークの申請)

- 第4条 スポンサークロゴマークを使用する場合は、その3ヶ月前までに表示内容、場所、個数、大きさ等を明記した「スポンサークロゴマークの使用申請書」(別紙様式)を団体登録責任者及び加盟団体長を経由して、本連盟宛に提出し承認を得なければならない。
- (2) スポンサークロゴマークは、所定の手続きにより、年度途中で変更、抹消、新規申請をすることができる。

(スポンサークロゴマークの承認手続)

- 第5条 承認の手続きは、本連盟で内容を確認した上、申請者への承認通知を送付する。

(登録の期限)

- 第6条 スポンサークロゴマークの有効期限は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
継続して使用する場合も、第4条により再度申請をしなければならない。

(改廃)

- 第7条 本規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

- 附則 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。
尚、飛込、水球、アーティスティックスイミング、オープンウォータースイミング及び日本泳法の各競技規則についても本規程を準用する。
- 2 本規程は、2016(平成28)年2月28日より一部改訂施行する。
 - 3 本規程は、2017(平成29)年4月1日より一部改訂施行する。
 - 4 本規程は、2018(平成30)年4月1日より一部改定施行する。
 - 5 本規程は、2019(平成31)年3月10日より一部改定施行する。
 - 6 本規程は、2023(令和5)年4月1日より一部改定施行する。